



くらし

●**今月の水道修理当番店(宅地内の漏水/有料)** 左の表のとおりです。〈水道部業務課 ☎543 6111〉

当番店	電話番号
6月1日～2日 昭和設備工業所	541-3753
6月3日～9日 エコアース	541-1386
6月10日～16日 福島工業所	543-3371
6月17日～23日 浅井設備	541-1987
6月24日～30日 奥山設備	543-5491

●**農産物即売会** いずれもなくなり次第終了/雨天実施 **日**

●**時・場所**▽6月1日(土)・15日(土)の午後2時から11東中神駅前交番隣 ▽6月8日(土)・22日(土)の午後2時から11昭島駅南口商店会館前 ▽日曜日の午前8時40分頃から11田中団地第2集会所前広場 ▽水曜日の午後3時40分頃から11田中団地第2集会所前広場 ▽平日の午前9時～午後3時11農産物直売所「みどりっ子」〈都市農業担当〉



●**今月の納期** 市・都民税第1期分の納期限は、7月1日(月)です。〈納税課〉

●**納税の休日窓口を開設** **日時** 6月30日(日)の午前9時～午後4時 **場所**市役所納税課 **その他**取り扱う税金は、市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税 〈納税課〉

●**納税は便利で確実な口座振替** 市税等収納取扱金融機関または市役所納税課で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。〈納税課〉

●**化学物質を取り扱う事業者の方へ** 都条例により、次の報告・提出が義務付けられています。

●**使用量などの報告** **対象工場** または指定作業場を設置し、キシレン、トルエン、ベンゼンなど59種類の適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う事業者 **報告内容**前年度の使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量、事業所外への移動量 **報告**7月1日までに環境保全係へ

●**化学物質管理方法書の提出** **対象従業員**が21人以上の適正管理化学物質取扱事業所を設置する事業者 **提出内容**震災の発生に備えた化学物質の管理方法、事故時などの対応、管理組織 **提出作成後**、速やかに環境保全係へ

●**化学物質を取り扱う事業者に** **東京都VOC対策アドバイザー**を派遣 揮発性有機化合物(VOC)は塗料などから揮発して発生するもので、大気中で太陽光線を受けると光化学スモッグや浮遊粒子状物質の原因のひとつとなります。夏季は気温が高いため、特にVOCが発生しやすくなります。VOCの排出を削減するため、東京都VOC対策アドバイザー派遣制度をご利用ください。専門知識と経験を有するアドバイザーが工場を訪問し、VOC排出対策の助言を無料で行います。〈環境保全係〉

●**放射性物質などの測定結果** 詳しくは、各担当に問い合わせてください。また、市ホームページにも掲載しています。

●**空間放射線量測定結果(7地点)**

測定地点	測定日	100cm	5cm
光華小(定点測定)	4/19	0.046	0.047
1 拜島第三小	4/19	0.048	0.052
2 拜島第二小	4/19	0.060	0.068
3 昭和郷第二保育園	4/19	0.062	0.055
4 旧拜島第四小	4/19	0.058	0.053
5 なしのき保育園	4/19	0.054	0.057
6 昭和公司	4/19	0.035	0.035

※距離は地上からの高さ、単位はマイクロシーベルト/時間です。

●**航空機騒音測定結果** 横田基地の航空機騒音の実態を把握するため、飛行直下にある拜島第

横田基地航空機騒音測定結果

	測定回数(回)		
	31年1～3月	30年1～3月	増減比較
午前0時～午前7時	57	12	45
午前7時～午後7時	2787	2093	694
午後7時～午後10時	711	329	382
午後10時～午前0時	8	1	7
騒音測定回数合計	3563	2435	1128
1日平均回数	40	27	13

※航空機が飛行していないときと比べて8デシベル以上大きく、かつ、70デシベル以上の騒音を測定しています。

●**空間放射線量**11ブロックごとに毎月場所を替えて測定します。4月の結果は左の表のとおりです。〈環境保全係〉

二小屋上で騒音測定調査を行っています。1月～3月の結果は左の表のとおりです。〈基地・渉外担当〉

土地・家屋の現況調査にご協力を

固定資産税・都市計画税の基礎となる評価額を算出するため、利用のしかたが変わった土地・家屋と、新築や増築、取り壊しをした家屋を対象に、調査を行います。

調査の対象となる土地・家屋を所有する方は、土地資産税係または家屋資産税係へ連絡してください。

調査では、身分証明書を携帯した市職員が、家屋の間取りや仕上げ材を確認したり、必要に応じて宅地内や畑などに立ち入りいたしますので、ご協力をお願いいたします。

☆詳しくは、土地資産税係・家屋資産税係へ。

